

< 建設リサイクル法対象工事に係る提出書類について >

【建設リサイクル法対象工事の場合】

1. 建設リサイクル法対象工事については、落札後に次のA及びBの書面を、工事監督員（担当者）に提出し、内容の確認を受けてください。

※建設リサイクル法 = 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」

- A. 「建設リサイクル法第12条第1項の書面」～工事監督員への事前説明用
「説明書」、「分別解体等の計画等」各1通
※「分別解体等の計画等」は、別表1～3のうち、該当する様式により作成して下さい。
- 別表1 : 建築物に係る解体工事
 - 別表2 : 建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替等）
 - 別表3 : 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）
- B. 「建設リサイクル法第13条第1項及び省令第4条に基づく書面」～契約書添付用
※別紙1～3のうち、該当する様式により作成して下さい。
- 別紙1 : 建築物に係る解体工事
 - 別紙2 : 建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替等）
 - 別紙3 : 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）

2. 工事監督員が書面の内容を確認、了承した後、

Aの書面については工事監督員が預かり、

Bの書面については貴社にお返ししますので、契約書に添付し提出してください。

3. 契約書は、①建設工事請負契約書、②由布市公共工事請負契約約款、③仲裁合意書、④Bの書面の順に袋とじしてください。

4. A及びBの書面を工事監督員に提出し、監督員の了承を得た後でなければ契約書の作成ができませんので、落札決定後、速やかに工事監督員（担当者）と協議ができるよう日程調整をお願いします。

【建設リサイクル法対象工事とならない場合】

「建設リサイクル法第13条第1項及び省令第4条に基づく書面」に「該当なし」と記入して、契約書に添付して下さい。「建設リサイクル法第12条第1項の書面」と「事前説明」は不要です。

【建設リサイクル法対象工事となるもの】

| 建設工事の種類 | 規模の基準 |
|----------------------------------|------------------------|
| 建築物に係る解体工事 | 床面積の合計が80㎡以上 |
| 建築物に係る新築又は増築の工事 | 床面積（増築は当該部分）の合計が500㎡以上 |
| 建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの | 請負代金の額が1億円以上 |
| 建築物以外のもの（土木工事等）に係る解体工事又は新築工事等 | 請負代金の額が500万円以上 |

※詳細は、法施行令第2条第1項を参照してください。